

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：築上町ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、当町主要河川の城井川水系周辺で浸水深0.5m以上～2.0m未満が予想されている。また、一部地域では浸水深2.0m以上が予測されている。河川周辺で事業を営む事業所で浸水の恐れがある。

また、短時間に集中して大雨を降らせるゲリラ豪雨等で、降雨水はほとんど一時に集中して河川に流出し、下流の思わぬ場所で浸水、溢水を招くことが予想される。

(土砂災害：築上町ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、山間部を中心に土石流の警戒区域や急傾斜地の崩壊警戒区域箇所が表示されており、その周辺で事業を営む一部事業者で影響がある。

(地震：J - SHIS)

気象庁震度データベースによると、統計データがある中でこれまで震度4以上を観測したのは平成17年の福岡県西方沖地震、平成26年の伊予灘地震、平成28年熊本地震の3回となっておりこれまで発生回数は少ない。しかしながら、町域周辺には小倉東断層や福知山断層、さらには最近活動度等の評価がなされた周防灘断層群等の活断層が存在している。

J - SHIS の防災地図によると、震度5弱以上の地震が今後30年間で85.5%の確率で発生するとされている。また、海岸沿岸部では津波による浸水被害も予想される。

(その他)

築上町ため池ハザードマップによると、町内のため池(228箇所)が地震や大雨で決壊が発生した場合、水がため池から河川に流れ込み、1mを超える浸水によりその周辺で事業を営む事業所で浸水の恐れがあり、中でも、防災重点ため池に指定されているため池(上ノ河内ダム等123箇所)については、特に危険性が高い。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 561人
- ・小規模事業者数 515人

【内訳】

(令和元年度商工会実態調査)

	業種	商工業者数	小規模事業者数	事業所の立地状況等
商工業者	建設業	121	119	町内に広く分散
	製造業	40	35	山沿いに多い
	小売業	163	153	町内に広く分散
	宿泊・飲食サービス業	64	61	国道10号線・県道沿線
	生活関連サービス・娯楽業	56	53	国道10号線・県道沿線
	その他	117	94	町内に広く分散

### (3) これまでの取組

- 1) 当町の取組
  - ・ 築上町地域防災計画策定、防災行政無線の設置、防災備品の備蓄
- 2) 当会の取組
  - ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知
  - ・ 事業者BCP策定セミナーの広報（チラシ・HP・SNS）

## II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的なマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

## III 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連絡体制を平時から構築する。

### ※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

#### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年10月1日～令和7年3月31日）

#### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

##### < 1. 事前の対策 >

- ・ 平成20年6月に締結した「築上町地域防災計画」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

##### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 町広報、商工会ホームページやSNS等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

##### 2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は令和3年度までに作成

##### 3) 関係団体との連携

- ・ 連携協定を結ぶあいおいニッセイ同和損害保険、福岡県火災共済等に専門家の派遣を

依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。

- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

#### 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・築上町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（洪水・土砂災害、マグニチュード5弱の地震及び津波）が発生したと仮定し、当町との連携ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

### < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1) 応急対策の実施可否の確認

発災後8時間以内に職員の安否報告を行う。

（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）

#### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
（洪水・土砂災害における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。  
（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

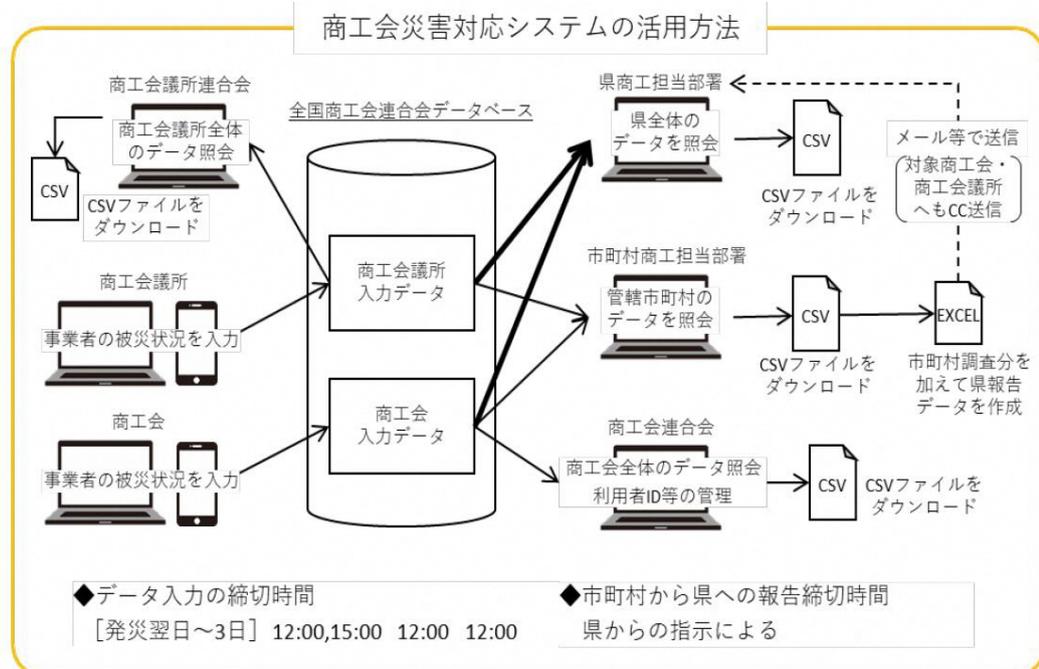
- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

### < 3. 発災時における連絡体制 >

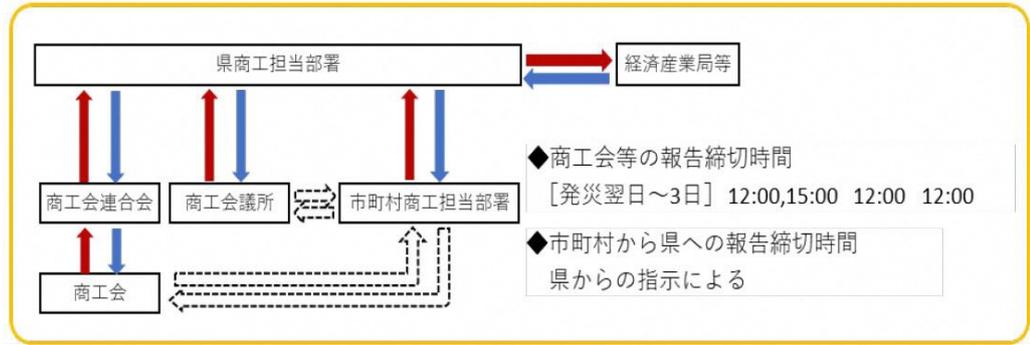
- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・二次被害を防止するため、被災地域や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当会又は当町より県の商工担当部署へ報告する。
- ・当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、築上町の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、当会は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当町は県からの指示により報告する。

#### ① システム利用可能時



② システム不具合発生時

- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



- ・また、当会は被害状況を9. 様式集に規定する様式Iに記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式 I  
福岡県中小企業振興課経営支援係 ○○・○○宛て【電子メールにて送付：（メールアドレス keieishien@pref.fukuoka.lg.jp）】  
令和○年○月○日の大雨による商工被害状況 提出日：令和○年○月○日

団体名：  
記入担当者：

	被害箇所				被害状況		区分 (業種が確定の場合は)
	所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額	被害内容(建物、商品、原材料、機械の被害など、分かる範囲でできるだけ詳しく記載してください)	
記入例	○○都○○街○丁目○	—	洲○○製材所	製造業	約10万円	工場内が浸水。旋盤機2台が利用できない状況。	新築→新築開始以降の 竣工→新築開始以降に 竣工を完了するまで 変更→新築開始内容から 変更が無い場合
	△△市△△町△△地	△△商店街	△△酒店	酒販売業	約140万円	店舗前の電柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約7割が被害。	
1							
2							
3							

※前日までには押寄せ頂いた箇所は削除せずに、影響情報を追記していただく。 ※用紙が足りない場合はコピーしてご利用ください。  
※既に別報告を頂いている被害箇所につきましても、その後の調査で被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せて別報告をお願いします。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、築上町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

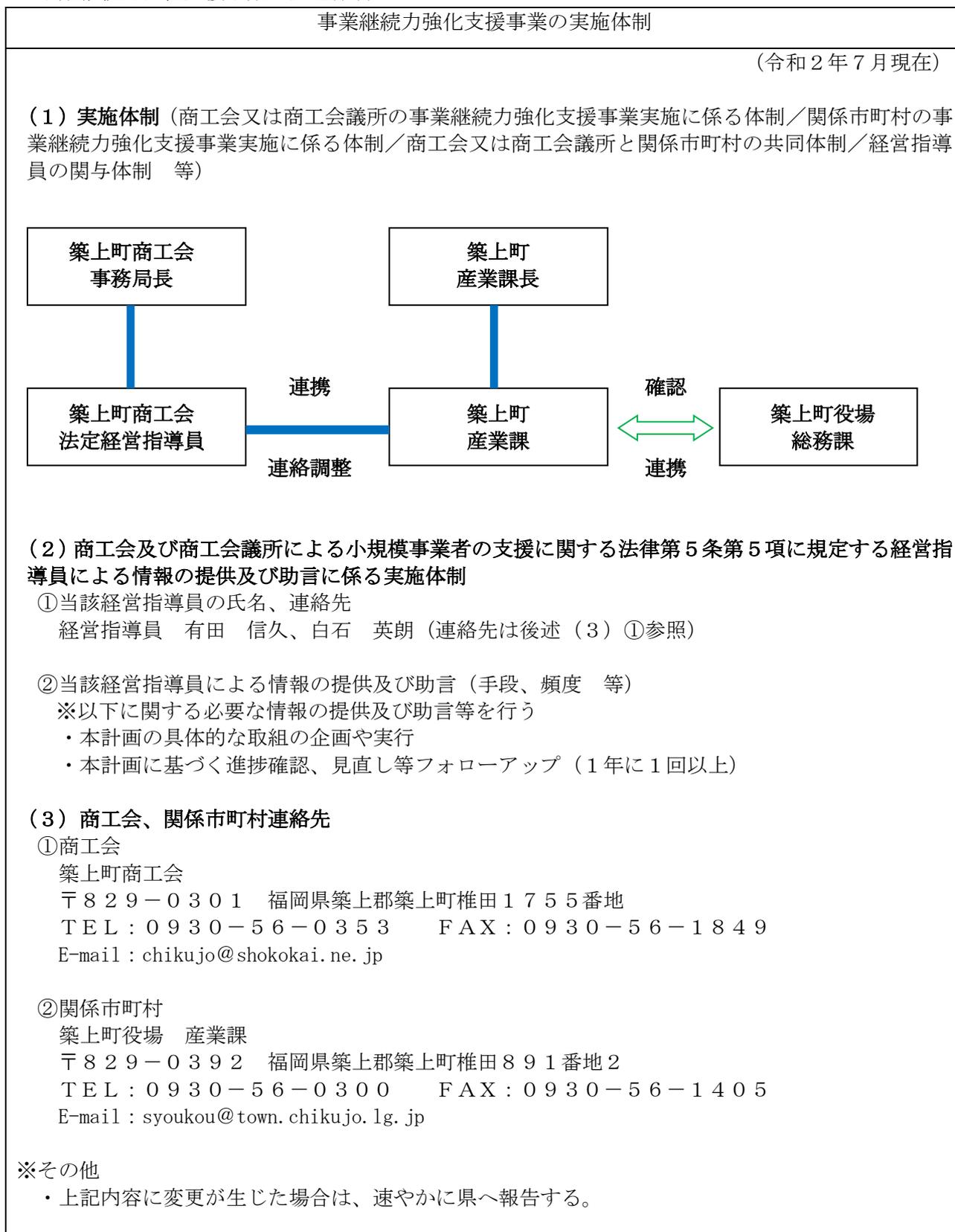
- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。
- ・連携協定を結ぶあいおいニッセイ同和損害保険、福岡県火災共済等に巡回同行を依頼し被災小規模事業者に対し支援を実施する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	30	60	60	60	60
・ 専門家派遣費	15	30	30	30	30
・ 協議会運営費	5	10	10	10	10
・ セミナー開催費	5	10	10	10	10
・ パンフ・チラシ作製費	5	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、築上町補助金、福岡県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
<p>当会と当町は、以下の関係機関と連携して本事業を実施する。</p> <p>①あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 福岡支店 支店長 横山 和弘 所在地 福岡市博多区吉住2-9-2 電話番号 092-282-6534</p> <p>②福岡県火災共済共同組合 理事長 城戸 津紀雄 所在地 福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センタービル8階 電話番号 092-622-8071</p>	
連携して実施する事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携協定を結ぶあいおいニッセイ同和損害保険、福岡県火災共済等に依頼し、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発や行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。</li> <li>・連携協定を結ぶあいおいニッセイ同和損害保険、福岡県火災共済等に専門家の派遣依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。</li> <li>・関係機関へ普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催</li> </ul>	
連携して事業を実施する者の役割	
<p>①あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 福岡支店 (役割) WEBアプリの提供、BCP策定支援、BCPワークショップ・訓練セミナーの共催 (効果) 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、発災時における連携が円滑になる。</p> <p>②福岡県火災共済協同組合 (役割) 巡回同行場集の強化、リスク診断への協力、会議・セミナー・相談会での商品説明 (効果) 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、発災時における連携が円滑になる。</p>	
連携体制図等	